埼玉県産業立地促進補助金のご案内

1 制度のあらまし

埼玉県では、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献する企業立地を促進するため、 県内に工場等を立地した企業の皆様に対して、補助金を交付しています。交付条件等 は次の表のとおりです。

2 交付条件

(1) 工場・研究所

· · /	
対象業種	製造業及び自然科学研究所が対象となります。
対象期間	土地売買(借地)契約を平成22年4月1日から平成29年3月31日までに締結したものが対象となります。
交付条件	土地を取得(借地)し、工場等を建築(取得)することが必要です。
	敷地面積が1,000㎡以上で、工場等の建築面積が500㎡以上であることが必要です。
	補助対象施設で従事する従業員を新たに5人以上雇用することが必要です (県内に居住し、雇用保険に加入している者に限る)。 ただし、中小企業で総従業員数が100人以下の場合は、新規雇用は1人 以上となります。
	土地売買(借地)契約締結後、3年以内に操業することが必要です。
	土地売買(借地)契約締結後、届出書を県に提出することが必要です。 (※)
	補助対象施設の不動産取得税を納期限内に全額納付することが必要です。
補助額	納期限内に納付した不動産取得税相当額(限度額1億円)を補助します。

(※) 契約を締結してから、概ね3ヶ月以内に提出をお願いします。

(2)流通加工施設等

対象施設	トラックターミナル、倉庫等であって、次のア〜エのうちいずれかの周辺5kmの区域内に立地し、かつ、a〜cのいずれかの設備を有する施設が対象になります。 【立地区域】 ア 高速自動車国道のインターチェンジ(都市計画段階のものを含む。) イ 鉄道の貨物駅 ウ 流通業務団地 エ 工業団地 【設 備】 a 物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備 b 物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム c 流通加工の用に供する設備
対象期間	土地売買(借地)契約を平成22年4月1日から平成29年3月31日までに締結したものが対象となります。
交付条件	土地を取得(借地)し、流通加工施設等を建築(取得)することが必要です。 敷地面積が1,000㎡以上で、流通加工施設等の建築面積が500㎡以上であることが必要です。
	補助対象施設で従事する従業員を新たに5人以上雇用することが必要です (県内に居住し、雇用保険に加入している者に限る)。 ただし、中小企業で総従業員数が100人以下の場合は、新規雇用は1人 以上となります。
	土地売買(借地)契約締結後、3年以内に操業することが必要です。 土地売買(借地)契約締結後、届出書を県に提出することが必要です。 (※) 補助対象施設の不動産取得税を納期限内に全額納付することが必要です。
補助額	納期限内に納付した不動産取得税相当額(限度額1億円)を補助します。

(※) 契約を締結してから、概ね3ヶ月以内に提出をお願いします。

(3) 本社

① 土地の取得を伴う場合

補助対象	県内で創業し、本社を新たに県内に設置又は本社を県外から移転し、県内 に本社登記を行った本社施設が対象となります。
対象期間	土地売買(借地)契約を平成22年4月1日から平成29年3月31日までに締結したものが対象となります。
	土地を取得(借地)し、本社建物を建築(取得)することが必要です。
交付条件	本社の建築面積が500㎡以上であることが必要です。
	補助対象施設で従事する従業員を新たに5人以上雇用することが必要です (県内に居住し、雇用保険に加入している者に限る)。 ただし、中小企業で総従業員数が100人以下の場合は、新規雇用は1人 以上となります。
	土地売買(借地)契約締結後、3年以内にその場所に本社を新たに県内に設置(創業)又は本社を県外から移転し、県内に本社登記を行うことが必要です。ただし、県内での本社移転は対象となりません。
	土地売買(借地)契約締結後、届出書を県に提出することが必要です。 (※)
	補助対象施設の不動産取得税を納期限内に全額納付することが必要です。
補助額	納期限内に納付した不動産取得税相当額(限度額1億円)を補助します。

(※) 契約を締結してから、概ね3ヶ月以内に提出をお願いします。

② 土地の取得を伴わない場合

補助対象	県内で創業し、本社を新たに県内に設置又は本社を県外から移転し、県内 に本社登記を行った本社施設が対象となります。
対象期間	本社建物の竣工(取得)が平成22年4月1日から平成29年3月31日までのものが対象となります。
交付条件	本社建物を建築(取得)することが必要です。
	本社の建築面積が500㎡以上であることが必要です。
	補助対象施設で従事する従業員を新たに5人以上雇用することが必要です (県内に居住し、雇用保険に加入している者に限る)。 ただし、中小企業で総従業員数が100人以下の場合は、新規雇用は1人 以上となります。
	本社を新たに県内に設置(創業)又は本社を県外から移転し、県内に本社登記を行うことが必要です。ただし、県内での本社移転は対象となりません。
	本社建物の竣工(取得)日から3か月以内に、本社建物竣工(取得)届出書を提出することが必要です。
	補助対象施設の不動産取得税を納期限内に全額納付することが必要です。
補助額	納期限内に納付した不動産取得税相当額(限度額1億円)を補助します。

なお、制度の詳細については、下記までお問い合わせください。

《お問い合わせ》

埼玉県企業立地課 総務・立地窓口担当

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL:048-830-3800

補助金交付の流れ

